○厚生労働省令第六十七号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項、第二十八条第一号（第四十一条において準用する場合を含む。）及び第三十七条第一項の規定に基づき、救急救命士法第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

救急救命士法第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

救急救命士法第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第八十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。		
名称	主たる事務所の所在地	指定の日
一般財団法人日本救急医療財団（平成三年三月二十九日に財団法人日本救急医療研究財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区湯島三丁目三十七番四号ＨＦ湯島ビル	平成三年十二月十九日

改正前		
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項及び第三十七条第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関として次の者を指定する。		
名称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人日本救急医療財団（平成三年三月二十九日に財団法人日本救急医療研究財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区湯島三丁目三十七番四号シグマ湯島ビル	平成三年十二月十九日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第九条の規定に基づき、農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月三日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令

農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（受験資格） **第四条**　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一～三　（略） 四　高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者で、卒業又は合格後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの ２・３　（略）	（受験資格） **第四条**　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。 一～三　（略） 四　高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業又は合格後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの ２・３　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。